

追 試 験 に つ い て

1. 受験資格

各学部修学規程に定める追試験の受験資格は、下記の各項に該当する者にこれを認める
ただし、受験の可否については教授会において審議し決定する

記

- ① 傷病等による公的な診断書のある者、および採否に関わる就職活動の証明書のある者
- ② 定期試験期間中に次の事項で休んだ場合、保護者及び他の証明書がある者
 - イ. 父母、配偶者（それに準ずる者を含む）または子が死亡した時…………… 7 日
 - ロ. 祖父母または兄弟姉妹が死亡した時…………… 2 日
 - ハ. 上記の親族における 1 周忌までの法要を行う時、または
上記以外の親族が死亡した時…………… 1 日ニ. 交通事故で被害者の場合は、事故が発生したその日から追試験を受験できる日まで
※ 上記イ～ハについては、これに要する往復の日数を認める場合がある
- ③ クラブ活動における公式試合に参加するため、あらかじめ許可を得た者
詳細は次のとおりとする
 - イ. 公式試合とは、関西大会以上の試合とし、団体・個人の別を問わず認める
 - ロ. 追試験の対象期間は、当該試合期間および往復に要する日数とする
- ④ 交通機関の延着の場合は、次により認定する
各時限において、30分以上の延着証明(Web 遅延証明書もしくは公の証明書に発生日月日、
時間帯が明記され、代表者の印のあるものに限る)を添えて、原則として発生日に教務課の窓
口に申し出て、申請事項と相違ないと認められたとき
- ⑤ その他、特別な理由のある場合

2. 追試験申込受付および試験日

- ① 申込場所:本館 1 階 教務課
- ② 申込期間:令和 7 年 1 月 22 日(水)～1 月 28 日(火)
 - 受付時間は、平日 9 時～17 時まで
土曜 9 時～12 時 30 分まで
(注)1/25 は 12 時 30 分までですでお間違いの無いようお願いします。
 - 申込みには、公的証明書が必要（受験料1科目 1,000 円）
なお、申請理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度
に基づく裁判員としての任務遂行の場合には、受験料は不要
- ② 受験資格可否及び追試験時間割発表期間:令和 7 年 2 月 4 日(火) 13 時～追試験終了時まで
掲 示: 13 時以降に本館1階・教務課前に掲示
ポータルサイト: 受験可の学生に限り、学籍番号、試験日、教科を表示します(※)
(※) ポータルサイトで確認する場合は、ポータルサイトへログインが必要です
PDF にて表示します (PDF を表示するには、PDF 閲覧用ソフトが必要です)
- ③ 追試験実施日:令和 7 年 2 月 5 日(水)、2 月 6 日(木)、2 月 7 日(金)／(3日間)

以 上